

平成23年4月1日

【照会先】

(福祉貸付事業)

(医療貸付事業)

社会・援護局福祉基盤課

医政局総務課

課長補佐 徳永 光則(内線 2861)

課長補佐 柴山 圭広(内線 2515)

振興係長 吉元 信治(内線 2866)

情報企画係長 岡 耕一郎(内線 2520)

(代表電話)03-5253-1111

(直通番号)03(3595)2616

(直通番号) 03-3595-2189

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設、医療機関等への災害復旧のための貸付について

地震により被災した社会福祉施設、医療機関等の早期復旧を支援するため、福祉医療機構による貸付について、融資率、償還期間等を更に優遇します。

<災害復旧貸付の概要(利率は平成23年4月1日現在)>

【福祉貸付事業】

被災した社会福祉施設等の優遇措置

(設置・整備資金)

- ・ 融資率(自己負担額のうち、融資できる割合) (3月15日から) (4月1日から)
通常貸付時の融資率が70%の施設 → 75%に引き上げ → 90%に引き上げ
通常貸付時の融資率が75%の施設 → 80%に引き上げ → 90%に引き上げ

・ 貸付利率

通常の貸付利率 1.50% ~ 2.00% → 無利子

※特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等は除きます。

(経営資金)

- ・ 融資率 (3月15日から) (4月1日から)
通常貸付時の融資率が70%の事業 → 75%に引き上げ → 90%に引き上げ
通常貸付時の融資率が75%の事業 → 80%に引き上げ → 90%に引き上げ
- ・ 償還期間 通常貸付時 5年以内 → 10年以内
- ・ 据置期間 通常貸付時 6ヶ月以内 → 1年以内
- ・ 貸付利率 貸付利率 通常の貸付利率と同じ 1.3% → 0.5%

【医療貸付事業】

被災した医療機関等の優遇措置

貸付限度額		(3月15日から)	(4月1日から)
病院(建築):	7.2億円	→	<u>14.4億円</u>
診療所(建築):	5億円	→	<u>10億円</u>
病院(機械):	—	→	— → <u>14.4億円</u> ※
診療所(機械):	2,500万円	→	<u>5,000万円</u>
病院(長期運転資金):	1,500万円	→	<u>3,000万円</u>
診療所(長期運転資金):	300万円	→	<u>600万円</u> 等

※ 4月1日新設の制度。通常の限度額は7.2億円。ただし、
一品が5,000万以上の医療機械に限る。

・ 融資率

通常貸付時の融資率 75%または80% → 90%に引き上げ

・ 貸付利率

通常の貸付利率 1.3%~2.4% → 0.4%~1.5%(0.9%の引き下げ)
(1,000万円まで、貸付後3年間)

・ 償還期間

機械整備※: 5年以内(6ヶ月据置) → 5年6ヶ月以内(1年据置)

※病院(機械)のうち先進医療に使用する医療機械を購入する場合(4月1日から)

10年以内(6ヶ月据置) → 10年6ヶ月以内(1年据置)

長期運転資金: 3年以内(6ヶ月据置) → 3年6ヶ月以内(1年据置)

<貸付の問い合わせ先>

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付事業部 (連絡先)0120-3438-62

医療貸付事業部 (連絡先)0120-3438-63

アドレス <http://hp.wam.go.jp/>